

消費者行政に新しい アイデアを

相原 光

戦後の経済の復興期から所得倍増という高度成長にいたる段階では、経済政策は製造工業に重点をおいた生産中心のものであった。この過程のなかで企業の巨大化、組織化、近代化が進められてきており、その結果、高度に発展した西欧の経済水準とあるていど競争しうる力をわが国がそなえてきたことは確かである。しかしこの生産中心の成長過程は、国民生活に各種のゆがみをもたらした。この種のゆがみを列挙すればきりがないであろうが、大きくいえば、一方において消費者物価のいちじるしい上昇、不適正な価格、商店の複雑化、多様化につけ入った欺瞞の広告とか、危険な商品の販売があるし、また他方においては私的企業利益優先により生ずる公害の発生、社会資本の不足による住宅、交通、衛生環境などの不備による生活環境の悪化などがあげられよう。これらのゆがみが国民生活の実質的な向上をはばみ、不当な圧迫を加えていることに対する反撥、あるいは生産そのものも、このゆがみを解消していかなければ壁につきあたることなどから、国民生活の向上に対する認識が強まり、その対策もきわめて徐々にではあるが講じられ、いわゆる消費者に対する行政が組上りにのせられるようになってきた。40年6月に経済企画庁に国民生活局が誕生したことはそのあらわれであろう。

ここで筆者は、横浜市が他都市にさきがけて40年4月に消費者行政の一環として経済局に消費経済課を設置し、市政の重点施策の一つに消費者行政を組み入れていることは、飛鳥田市政の市民生活

に密着したきめのこまかい対策を示すものとして敬意を表したい。

消費者行政は広狭二つのカテゴリーに分けられよう。広義には物価対策から生活環境の整備にいたる範囲を含み、狭義には日常の商品・サービス購入にかかわる消費生活の合理化に関したいわゆる消費者保護行政をさすものといえる。市の消費経済課の行政対象は加藤義一氏の「消費者行政の現状と将来」と題するレポートでもわかるように、主として狭義の消費者行政に関するものである。広狭二義にわたる消費者行政については国の行政範囲である問題が多く、地方公共団体として横浜市が権限をもち、財政的裏づけをもってやりうる範囲はきわめて限られるとあってよい。また物価対策のような問題は、たんに流通機構、消費面からタッチしたのでは根本的な解決はえられない。生産から消費にいたる国民経済全体にわたる対策を必要とするであろう。しかしそうかといって、市民の生活に直結した行政を行なう機関である市が、なにもなしえないということではなく、そこに自治体ならではのたしえられない分野も存在するのである。

国家の行なう政策の多くは各種の利害をともなった団体の圧力を反映しているものであるが、指導者行政が貧困であるのは消費者の圧力がかかっていないことを反映していることはいうまでもない。生産を中心とした経済発展のなかで企業の組織化、労働の組織化が進みながらも、消費の面は全く未組織のままに放置されてきたことによる。消費者行政が真に消費者の要求を反映しうるためには、消費者そのものが組織化されねばならない。本市の行なっている消費生活モニター制度、消費生活対策協議会に関する一連の活動は消費者の組織化を促す機能をもっている。これらの対策が、もっとも未組織であり、自覚の少ない主婦を対象としたものであり、消費者組織化にかかわる

教育効果をあげつつあることは、大いに評価しなければならぬであろう。さらに希望としては、モニターの数をやすとか回転を早めるような方法をとって、教育効果の浸透をはかりたい。他方主婦に対する働きかけと同時に、他のいくらか組織化されつつある既存の消費者団体〈たとえば生活協同組合〉との連繫をも強め、消費者組織の将来の統合化に資するような方策はないであろうか。

消費面での未組織の消費者に限らず、末端で消費者に接している小売業者もしかりである。標準小売価格表示制度は小売段階における適正な価格の実現をねらったものであり、消費者に安心感を与える効果をもつと思われる。しかし消費者がたんに小売業者に対して価格、品質、サービスに関する抗議をしてもその効力は小さい。——このことを無視してよいといっているのではない。それより先の段階、すなわち中間流通業者、生産者——へとさかのぼっていく力を持つ必要があり、そのためには小売業者の組織化、近代化をも必要となろう。ただこの問題に対し直接に市が関与しうる範囲はきわめて狭められているであろうが、可能な限り小売業者の合理化をせまる姿勢が必要であろう。

市が一方において消費者への教育効果をねらい、反面その成果を国への要求の母胎としていることは、前記レポートの中にかがえるのであるが、この線をさらに強化し、わが国全体の消費者行政の進展に役立ってほしいものである。

国とか市の行政機構とかその権限について不案内である筆者の評言は、市に対してないものねだりをするに終ってしまっていることをおそれるが、その点御容謝のほどをお願いすると同時に、市の消費者行政に対する熱意に敬意を払うものである。

<横浜市立大学教授>